

京都市消防団拠点施設等新築等補助金交付規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年5月31日

京都市長 松井孝治

京都市規則第 9 号

京都市消防団拠点施設等新築等補助金交付規則の一部を改正する規則

京都市消防団拠点施設等新築等補助金交付規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「の5分の4」を削り、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定による補助金の限度額は、別表のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第4条第3項を削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

区 分		補 助 金 の 限 度 額
消防団拠点施設	新 築	円 15,000,000
	耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替えをいう。以下同じ。）	6,600,000
	増築又は改築（耐震改修に該当するものを除く。）	5,000,000
	修繕又は模様替え（耐震改修に該当するものを除く。）	2,800,000
付 帯 施 設	新 築 等	2,800,000

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(消防局消防団・自主防災推進室)